

学 則

(新学則)

学校法人 中央情報学園

早稲田文理専門学校

第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、最先端の I T とその関連技術及び事業創造と起業経営に関する教育、ゲーム及びゲームアニメーションの制作と創造に関する教育、語学と通訳及び国際観光に関する教育等を通じて、成長とイノベーションで進化する産業界を始め、広く 2 1 世紀の国際社会に貢献できる、文科学科融合の創造的で有為な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、早稲田文理専門学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、東京都豊島区高田 2 丁目 6 番 7 号に置く。

(設置者)

第 4 条 本校は、学校法人中央情報学園が設置経営する。

(自己点検・評価)

第 5 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 6 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
昼間	商業実務 専門課程	ビジネス 起業経営学科	2 年	7 0 人	1 4 0 人	4 学級	
		営業マネジメント 学科	2 年	7 0 人	1 4 0 人	4 学級	
	工 業 専門課程	アプリ・Web 制作 学科	2 年	7 0 人	1 4 0 人	4 学級	
		デジタル クリエイター学科	2 年	3 5 人	7 0 人	2 学級	
		A I デザイン学科	2 年	3 5 人	7 0 人	2 学級	
		電子機器組込み ソフトウェア学科	2 年	3 0 人	6 0 人	2 学級	
	文化・教養 専門課程	国際観光・ 通訳ガイド学科	2 年	6 0 人	1 2 0 人	4 学級	
	合 計			3 7 0 人	7 4 0 人	2 2 学級	

(学年及び学期の終始期)

第7条 本校の学年は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で休日とされる日

(3) 夏期休業日 8月1日から8月31日

(4) 冬期休業日 12月21日から1月7日

(5) 春期休業日 3月21日から4月7日

(6) 開校記念日 5月2日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義または演習にあっては18時間をもって1単位、実習、実技にあっては36時間をもって1単位とする。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 他の専修学校、大学等において別に定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなす。

(始業及び終業の時刻)

第12条 本校の始業及び終業の時間は、次のとおりとする。

昼夜別	学科名	始業時刻	終業時刻
昼間	ビジネス起業経営学科	9時10分	14時40分
	営業マネジメント学科	9時10分	14時40分
	アプリ・Web制作学科	9時10分	14時40分
	デジタルクリエイター学科	9時10分	17時15分
	AIデザイン学科	9時10分	14時40分
	電子機器組込みソフトウェア学科	9時10分	14時40分
	国際観光・通訳ガイド学科	9時10分	14時40分

(教職員組織)

第 13 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 副校長 1 人以上
 - (3) 教員 27 人以上 (基幹教員 22 人以上、兼任 5 人以上)
 - (4) 事務職員 4 人以上
 - (5) 学校医 1 人
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 副校長は校長を補佐し、校長の指示の下、校長の業務の一部を代理することができる。

第 4 章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第 14 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程 (昭和 26 年文部省令第 13 号) により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則 (平成 17 年文部科学省令第 1 号) により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学したものであって、専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者
- (9) その他専修学校において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

(入学時期)

第 15 条 本校の入学時期は、毎年 4 月とする。

(入学手続き、許可)

第 16 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第 34 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の手続き完了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学許可された者は、入学許可の日から 14 日以内に第 34 条に定める入学金を添えて手続きをとらなければならない。
- 4 指定の期日内にすべての入学手続きを完了しない者は、入学許可を取り消すことがある。

(転入学・編入学)

第17条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上、校長が許可することができる。

(異動の届出)

第18条 本校学生 of 身分に異動又は住所変更等があった場合は、直ちに別に定める様式により、校長に提出しなければならない。

(欠席届)

第19条 病気、その他の理由により欠席した者は、欠席届を校長に提出しなければならない。

2 病気で引き続き一週間以上欠席をする者は、医師の診断書を添付しなければならない。

(出席停止)

第20条 学生が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、校長は当該学生に対し出席停止を命ずることができる。

(休学、復学)

第21条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第22条 退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出して、校長の許可を受けなければならない。

(試験)

第23条 試験は、前期及び後期の終りに各科目について行う。ただし、科目の種類によっては、平常の成績をもって試験による評価に替えることができる。

2 前項の定期試験のほか、教育上必要があるときは、随時に試験を行うことができる。

(追試験)

第24条 追試験は、次の各号の一に該当し、試験を受けることができなかった者に対して行うことがある。

(1) 病気（医師の証明がある場合に限る。）

(2) 忌引

(3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

2 前項に該当し、追試験を受けようとする者は、追試験願いを校長に提出し、その許可を得なければならない。

(成績評価)

第25条 学業成績は、定期試験成績、平素の試験成績、出席状況、授業取り組み状況等を考慮し、100点法による評点により評価する。

2 評点は、[A]、[B]、[C]、[D]、[F]で評価を行い、別紙基準により行う。なお、[A]、[B]、[C]、[D]の評価を合格とし、[F]の評価を不合格とする。

(補講)

第26条 前条に定める成績評価が[F]評価の者は、所定様式に補講科目を記述の上、補講受講料を添え提出をし、校長から補講受講の許可を受け補講を受けることができる。

2 前項にて、手続きをし、補講を受けた上、試験に合格した者には、[D]評価を与える。

(修了の認定)

第27条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目に試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については実習の成績によって修了を認定することができる。

(原級留置)

第28条 各学年の所定の課程を修了することができなかった学生について教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

(卒業の認定)

第29条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第30条 前条に規定するところにより、次の各号に掲げる課程の学科を修了した者に対し、当該各号に定める称号を授与することができる。

一 ビジネス起業経営学科(4年制) 高度専門士(商業実務専門課程)

職業実践専門課程(商業実務専門課程)

二 ビジネス起業経営学科(2年制) 専門士(商業実務専門課程)

職業実践専門課程(商業実務専門課程)

三 営業マネジメント学科 専門士(商業実務専門課程)

職業実践専門課程(商業実務専門課程)

四	電子機器組込みソフトウェア学科	専門士（工業専門課程） 職業実践専門課程（工業専門課程）
五	アプリ・Web制作学科	専門士（工業専門課程） 職業実践専門課程（工業専門課程）
六	AIデザイン学科	専門士（工業専門課程） 職業実践専門課程（工業専門課程）
七	ゲームクリエイター学科	専門士（工業専門課程） 職業実践専門課程（工業専門課程）
八	日中越英通訳・ガイド学科	専門士（文化・教養専門課程） 職業実践専門課程（文化・教養専門課程）

第5章 科目等履修生

（科目等履修生）

- 第31条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り選考の上科目履修生として当該科目の履修を許可することができる。
- 2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第6章 賞 罰

（褒 賞）

- 第32条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

（懲 戒）

- 第33条 学生が本校の規則に違反したり、学生の本分に反する行為があったとき、校長はこれを懲戒処分に付することができる。
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。
- （1）性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - （2）学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - （3）正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - （4）学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 7 章 入学金、授業料等

(納付金)

第 3 4 条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

学 科	入学金 (入学時)	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)	合計
ビジネス起業経営学科	100,000	600,000	250,000	950,000 円
営業マネジメント学科	100,000	600,000	250,000	950,000 円
アプリ・Web 制作学科	100,000	600,000	250,000	950,000 円
デジタルクリエイター学科	100,000	600,000	250,000	950,000 円
A I デザイン学科	100,000	600,000	250,000	950,000 円
電子機器組込みソフトウェア学科	100,000	600,000	250,000	950,000 円
国際観光・通訳ガイド学科	100,000	600,000	250,000	950,000 円

- 2 入学検定料は、10,000 円とする。
- 3 教材費、保険料、校外実習費、行事費、検定試験料等の費用は、実費を別途納入するものとする。
- 4 学生が在学中は、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 5 既納の入学検定料、入学金については、理由のいかんにかかわらず返還しない。但し、3 月 31 日までに入学を辞退した者については、既納の授業料、実習費、施設設備費については返還する。
- 6 人物が優れ、学業成績が特に優秀な者は、別に定めるところにより特待生として認定し、授業料などの全額、又は一部を免除することができる。
- 7 生活困窮家庭の学生及び外国人留学生など経済的理由で就学が困難な者に対しては、別に定めるところにより、授業料などの一部を減額、若しくは、免除することができる。

(納入及び納入時期の特例)

第 3 5 条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。
- 3 特例の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減額することがある。

(除 籍)

第 3 6 条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料その他の納付金を 3 カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、除籍することができる。

(健康診断)

第 3 7 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより、実施する。

第 8 章 附帯教育

(附帯教育)

第 38 条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

学科名	修業期間	総定員
I T 活用コース	1 ヶ月	30 名
簿記入門コース	3 ヶ月	30 名
パソコン入門コース	3 ヶ月	30 名
医療事務コース	6 ヶ月	30 名
情報技術活用コース	6 ヶ月	30 名
C A D 実務コース	6 ヶ月	30 名
A I ビジネスコース	60 時間	30 名
A I ビジネスコース	120 時間	30 名
A I 研修コース	3 ヶ月	30 名
A I 実践コース	6 か月	30 名
A I エンジニアコース	1 年	30 名

※ 夜間(18:00～20:30)または、土曜日、日曜日など、主に社会人を対象として行う。

- 2 上記以外の附帯教育(公共職業訓練及び緊急人材育成支援事業訓練等)に関しては、法令に基づき校長が別に定める。

第 9 章 雑則

(施行細則)

第 39 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本学則第 30 条で定める称号は、官報告示後に規定するものとする。

附則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学科名変更に伴い、平成 23 年度及び平成 24 年度に入学した学生の学科名は次の表の通りとする。

旧学科名	新学科名
日中英通訳学科	日中英通訳・ガイド学科
組込みソフトウェア学科	電子機器組込みソフトウェア学科
I T モバイル学科	スマートフォン・アプリ制作学科
ゲーム・アニメ制作学科	ゲーム制作学科

附則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学科名変更に伴い、平成 24 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度に入学した学生の学科名は次の表の通りとする。

旧学科名	新学科名
ビジネス起業経営学科	クリエイティブビジネス経営学科
ゲーム制作学科	ゲームクリエイター学科

附則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学科名変更に伴い、平成 28 年度及び平成 29 年度に入学した学生の学科名は次の表の通りとする。

旧学科名	新学科名
電子機器組込みソフトウェア学科	IoT・組込みソフトウェア学科
スマートフォン・アプリ制作学科	アプリ・Web 制作学科
日中英通訳・ガイド学科	日中越英通訳・ガイド学科

附則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学科名変更に伴い、平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度に入学した学生の学科名は次の表の通りとする。

旧学科名	新学科名
クリエイティブビジネス経営学科	ビジネス起業経営学科
IoT・組込みソフトウェア学科	ロボット・電子機器制御学科

附則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学科名変更に伴い、平成 31 年度及び令和 2 年度に入学した学生の学科名は次の表の通りとする。

旧学科名	新学科名
ロボット・電子機器制御学科	電子機器組込みソフトウェア学科

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 4 年制のビジネス起業経営学科は令和 3 年 3 月 31 日で募集を停止するが、学年進行で存在しており、令和 5 年度の卒業で廃止する予定。
- 3 3 年制の電子機器組込みソフトウェア学科は令和 3 年 3 月 31 日で募集を停止するが、学年進行で存在しており、令和 4 年度の卒業で廃止する予定。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 3 年制の電子機器組込みソフトウェア学科は令和 4 年度の卒業をもって令和 5 年 3 月 31 日で廃止する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学科名変更に伴い、令和 5 年度に入学した学生の学科名は次の表の通りとする。

旧学科名	新学科名
日中越英通訳・ガイド学科	国際観光・通訳ガイド学科

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 4 年制のビジネス起業経営学科は令和 5 年度の卒業をもって令和 6 年 3 月 31 日で廃止する。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学科名変更に伴い、令和 6 年度に入学した学生の学科名は次の表の通りとする。

旧学科名	新学科名
ゲームクリエイター学科	デジタルクリエイター学科

別表第1 教育課程

ビジネス起業経営学科（必修科目）

	授業科目	1年次 年間授業 時間数	2年次 年間授業 時間数	単位数	備考
基本科目	ビジネスコミュニケーションⅠ	72		4	
	職業とキャリアⅠ	72		4	
	情報学基礎	72		4	
	ICT活用Ⅰ	72		4	
	ビジネスコミュニケーションⅡ		72	4	
	職業とキャリアⅡ		72	4	
	ICT活用Ⅱ		72	4	
専門科目	事務・生産管理Ⅰ	144		8	
	マーケティング企画Ⅰ	144		4	実習
	経営Ⅰ・財務管理	144		4	実習
	企業・業界研究Ⅰ	72		4	
	事務・生産管理Ⅱ		144	8	
	マーケティング企画Ⅱ		144	4	実習
	経営Ⅱ・創業プランニング		144	4	実習
	企業・業界研究Ⅱ		72	4	
総合科目	総合教養Ⅰ	72		4	
	総合教養Ⅱ		72	4	
	卒業制作		72	2	実習
	授業時間数計	864	864		
	卒業に必要な総授業時数	1,728			

- ・ 選択科目は、必要に応じて学校長が別途定める。
- ・ 年間の授業週数は、36週を原則とし、授業の1単位時間は45分とする。
- ・ 1年間の授業時間数は864時間とし、2年間の総授業時間数は1,728時間とする。

営業マネジメント学科（必修科目）

	授業科目	1 年次 年間授業 時間数	2 年次 年間授業 時間数	単位数	備考
基本科目	ビジネスコミュニケーションⅠ	72		4	
	職業とキャリアⅠ	72		4	
	情報学基礎	72		4	
	ICT 活用Ⅰ	72		4	
	ビジネスコミュニケーションⅡ		72	4	
	職業とキャリアⅡ		72	4	
	ICT 活用Ⅱ		72	4	
専門科目	営業・販売Ⅰ	144		8	
	マネジメントⅠ	144		4	実習
	マーケティングⅠ	144		4	実習
	プレゼンテーション	72		2	実習
	営業・販売Ⅱ		144	8	
	マネジメントⅡ		144	4	実習
	マーケティングⅡ		144	4	実習
	企業・業界研究		72	4	
総合科目	総合教養Ⅰ	72		4	
	総合教養Ⅱ		72	4	
	卒業制作		72	2	実習
	授業時間数計	864	864		
	卒業に必要な総授業時数	1,728			

- ・ 選択科目は、必要に応じて学校長が別途定める。
- ・ 年間の授業週数は、36週を原則とし、授業の1単位時間は45分とする。
- ・ 1年間の授業時間数は864時間とし、2年間の総授業時間数は1,728時間とする。

アプリ・Web制作学科（必修科目）

	授業科目	1年次 年間授業 時間数	2年次 年間授業 時間数	単位 数	備考
基本科目	ビジネスコミュニケーションⅠ	72		4	
	職業とキャリアⅠ	72		4	
	情報学基礎	72		4	
	ICT活用Ⅰ	72		4	
	ビジネスコミュニケーションⅡ		72	4	
	職業とキャリアⅡ		72	4	
	ICT活用Ⅱ		72	4	
専門科目	Webデザイン	144		8	
	ソフトウェア開発Ⅰ	144		4	実習
	アプリ・プログラミングⅠ	144		4	実習
	コンピュータサイエンス		72	4	
	Webシステム制作		144	4	実習
	ソフトウェア開発Ⅱ		144	4	実習
	アプリ・プログラミングⅡ		72	2	実習
総合科目	総合教養Ⅰ	72		4	
	ポートフォリオ制作Ⅰ	72		2	実習
	総合教養Ⅱ		72	4	
	ポートフォリオ制作Ⅱ（卒業制作）		144	4	実習
	授業時間数計	864	864		
	卒業に必要な総授業時数	1,728			

- ・ 選択科目は、必要に応じて学校長が別途定める。
- ・ 年間の授業週数は、36週を原則とし、授業の1単位時間は45分とする。
- ・ 1年間の授業時間数は864時間とし、2年間の総授業時間数は1,728時間とする。

デジタルクリエイター学科（必修科目）

	授業科目	1 年次 年間授業 時間数	2 年次 年間授業 時間数	単位数	備考
基本科目	ビジネスコミュニケーション I	72		4	
	職業とキャリア I	72		4	
	情報学基礎	72		4	
	ICT 活用 I	72		4	
	ビジネスコミュニケーション II		72	4	
	職業とキャリア II		72	4	
	ICT 活用 II		72	4	
専門科目	Web デザイン	72		4	
	ゲーム制作	144		4	実習
	CG・映像編集制作技術 I	144		4	実習
	CG デザイン I	72		4	
	コンピュータサイエンス		72	4	
	Web システム制作		72	2	実習
	CG・映像編集制作技術 II		144	4	実習
	CG デザイン II		72	4	
総合科目	総合教養 I	72		4	
	ポートフォリオ制作 I	72		2	実習
	総合教養 II		72	4	
	ポートフォリオ制作 II（卒業制作）		216	6	実習
	授業時間数計	864	864		
	卒業に必要な総授業時数	1,728			

- ・ 選択科目は、必要に応じて学校長が別途定める。
- ・ 年間の授業週数は、36週を原則とし、授業の1単位時間は45分とする。
- ・ 1年間の授業時間数は864時間とし、2年間の総授業時間数は1,728時間とする。

A I デザイン学科（必修科目）

	授業科目	1 年次 年間授業 時間数	2 年次 年間授業 時間数	単位数	備考
基本科目	ビジネスコミュニケーション I	72		4	
	職業とキャリア I	72		4	
	情報学基礎	72		4	
	ICT 活用 I	72		4	
	ビジネスコミュニケーション II		72	4	
	職業とキャリア II		72	4	
	ICT 活用 II		72	4	
専門科目	経営戦略と AI ビジネス I	72		4	
	データサイエンス I	144		8	
	プログラミング I	144		4	実習
	AI 開発 I	72		2	実習
	PBL I	72		2	実習
	経営戦略と AI ビジネス II		72	4	
	データサイエンス II		144	8	
	プログラミング II		144	4	実習
	AI 開発 II		72	2	実習
	PBL II		72	2	実習
総合科目	総合教養 I	72		4	
	総合教養 II		72	4	
	卒業制作		72	2	実習
	授業時間数計	864	864		
	卒業に必要な総授業時数	1,728			

- ・ 選択科目は、必要に応じて学校長が別途定める。
- ・ 年間の授業週数は、36 週を原則とし、授業の 1 単位時間は 45 分とする。
- ・ 1 年間の授業時間数は 864 時間とし、2 年間の総授業時間数は 1,728 時間とする。

電子機器組込みソフトウェア学科（必修科目）

	授業科目	1 年次 年間授業 時間数	2 年次 年間授業 時間数	単位数	備考
基本科目	ビジネスコミュニケーションⅠ	72		4	
	職業とキャリアⅠ	72		4	
	情報学基礎	72		4	
	ICT 活用Ⅰ	72		4	
	ビジネスコミュニケーションⅡ		72	4	
	職業とキャリアⅡ		72	4	
	ICT 活用Ⅱ		72	4	
専門科目	コンピュータサイエンスⅠ	144		8	
	プログラミングⅠ	144		4	実習
	電気・電子Ⅰ	72		2	実習
	メカトロニクスⅠ	72		2	実習
	ロボット制作	72		4	
	コンピュータサイエンスⅡ		144	8	
	プログラミングⅡ		144	4	実習
	電気・電子Ⅱ		72	4	実習
	メカトロニクスⅡ		72	2	実習
総合科目	総合教養Ⅰ	72		4	
	総合教養Ⅱ		72	4	
	卒業制作		144	4	実習
	授業時間数計	864	864		
	卒業に必要な総授業時数	1,728			

- ・ 選択科目は、必要に応じて学校長が別途定める。
- ・ 年間の授業週数は、36週を原則とし、授業の1単位時間は45分とする。
- ・ 1年間の授業時間数は864時間とし、2年間の総授業時間数は1,728時間とする。

国際観光・通訳ガイド学科（必修科目）

	授業科目	1 年次 年間授業 時間数	2 年次 年間授業 時間数	単位数	備考
基本科目	ビジネスコミュニケーションⅠ	72		4	
	職業とキャリアⅠ	72		4	
	情報学基礎	72		4	
	ICT 活用Ⅰ	72		4	
	ビジネスコミュニケーションⅡ		72	4	
	職業とキャリアⅡ		72	4	
	ICT 活用Ⅱ		72	4	
専門科目	インバウンドビジネスⅠ	144		8	
	観光産業研究Ⅰ	144		8	
	語学特別講座Ⅰ	144		4	実習
	日本の企業文化	72		4	
	インバウンドビジネスⅡ		72	4	
	観光産業研究Ⅱ		144	8	
	語学特別講座Ⅱ		144	4	実習
	ビジネス演習		72	4	
総合科目	総合教養Ⅰ	72		4	
	総合教養Ⅱ		72	4	
	卒業制作		144	4	実習
	授業時間数計	864	864		
	卒業に必要な総授業時数	1,728			

- ・ 選択科目は、必要に応じて学校長が別途定める。
- ・ 年間の授業週数は、36週を原則とし、授業の1単位時間は45分とする。
- ・ 1年間の授業時間数は864時間とし、2年間の総授業時間数は1,728時間とする。